

小規模生活単位型指定介護老人福祉施設及び一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設に係る
指定基準（案）及び解釈通知（案）の対照表

指定基準（案）	解釈通知（案）
<p>第五章 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第一節 この章の趣旨及び基本方針</p> <p>(この章の趣旨)</p> <p>第三十八条 第一章、第三章及び前章の規定にかかわらず、小規模生活単位型指定介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第三十九条 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて<u>入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。</u></p> <p>2 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>第5 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設</p> <p>1 第5章の趣旨</p> <p>「小規模生活単位型」の指定介護老人福祉施設は、<u>居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うこと、すなわち、生活単位と介護単位を一致させたケアであるユニットケアを行うこと</u>に特徴があり、これまで「居住福祉型」と称してきたものを、その特徴をよりわかりやすく表す観点から改めたものである。</p> <p>こうした小規模生活単位型指定介護老人福祉施設のケアは、これまでの指定介護老人福祉施設のケアと大きく異なることから、その基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第1章、第3章及び第4章ではなく、第5章に定めるところによるものである。なお、人員に関する基準については、第2章（基準省令第2条）に定めるところによるので、留意すること。</p> <p>2 基本方針</p> <p>基準省令第39条（基本方針）は、小規模生活単位型指定介護老人福祉施設がユニットケアを行うものであることを規定したものである。</p> <p>その具体的な内容に関しては、基準省令第42条以下に、サービスの取扱方針、介護、食事など、それぞれについて明らかにしている。</p>

指定基準（案）	解釈通知（案）
<p>第二節 設備に関する基準 (設備)</p> <p>第四十条 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 ユニット</p> <p>イ 居室</p> <p>(1) <u>一の居室の定員は、一人</u>とすること。ただし、入居者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。</p> <p>(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、<u>一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下</u>としなければならない。</p>	<p>3 設備に関する基準（基準省令第40条）</p> <p>(1) <u>ユニットケアを行うためには、入居者の自律的な生活を保障する居室（使い慣れた家具等を持ち込むことのできる個室）と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共同生活室（居宅での居間に相当する部屋）が不可欠であることから、小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、施設全体を、こうした居室と共同生活室によって一体的に構成される場所（ユニット）を単位として構成し、運営しなければならない。</u></p> <p>(2) 入居者が、自室のあるユニットを超えて広がりのある日常生活を楽しむことができるよう、他のユニットの入居者と交流したり、多数の入居者が集まったりすることのできる場所を設けることが望ましい。</p> <p>(3) <u>ユニット（第1項第1号）</u></p> <p>ユニットは、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うというユニットケアの特徴を踏まえたものでなければならない。</p> <p>(4) <u>居室（第1号イ）</u></p> <p>① 上記（1）のとおりユニットケアには個室が不可欠なことから、居室の定員は1人とする。ただし、夫婦で居室を利用する場合などサービスの提供上必要と認められる場合は、2人部屋とすることができます。</p> <p>② 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けなければならない。</p> <p>この場合、「当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設け」られる居室とは、次の3つをいう。</p> <p>イ 当該共同生活室に隣接している居室</p> <p>ロ 当該共同生活室に隣接してはいないが、イの居室と隣接している居室</p> <p>ハ その他当該共同生活室に近接して一体的に設けられている居室（他の共同生活室のイ及びロに該当する居室を除く。）</p> <p>③ <u>ユニットの入居定員</u></p> <p>小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、各ユニットにおいて入居</p>

指定基準（案）	解釈通知（案）
<p>(3) 一の居室の床面積は、十三・二平方メートル以上を標準とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。</p>	<p>者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものであることから、一のユニットの入居定員は、10人以下とすることを原則とする。</p> <p>ただし、敷地や建物の構造上の制約など特別の事情によりやむを得ない場合であって、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、入居定員が10人を超えるユニットも認める。なお、この場合にあっても、次の2つの要件を満たさなければならない。</p> <p>イ 入居定員が10人を超えるユニットにあっては、「おおむね10人」と言える範囲内の入居定員であること。</p> <p>ロ 入居定員が10人を超えるユニットの数は、当該施設の総ユニット数の半数以下であること。</p> <p>④ ユニットの入居定員に関する既存施設の特例</p> <p>平成15年4月1日に現に存する指定介護老人福祉施設（建築中のものを含む。）が、その建物を同日以降に改修してユニットを造る場合にあっては、施設を新增築したり、改築したりする場合に比べて、現にある建物の構造や敷地などの面で、より大きな制約が想定されることから、上記③のロの要件は適用しない。</p> <p>また、平成15年4月1日に現に存する指定介護老人福祉施設（建築中のものを含む。）が同日において現にユニットを有している（建築中のものを含む。）場合は、当該ユニットについては、上記③は適用しない。ただし、当該ユニットが改築されたときは、この限りでない。</p> <p>⑤ 居室の床面積</p> <p>小規模生活単位型指定介護老人福祉施設では、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた箪笥などの家具を持ち込むことを想定している。</p> <p>このため、一の居室の床面積は、13・2平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）を標準とすることとしている。</p> <p>ここで「標準とする」とは、13・2平方メートル以上とすることが</p>

指定基準（案）	解釈通知（案）
<p>(4) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p>□ 共同生活室</p> <p>(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</p> <p>(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p> <p>(3) 必要な設備及び備品を備えること。</p>	<p>原則であるが、平成15年4月1日に現に存する指定介護老人福祉施設が、その建物を同日以降に改修してユニットを造る場合に、現にある建物の構造や敷地上の制約など特別の事情によって当該面積を確保することが困難であると認められるときには、上記の趣旨を損なわない範囲で、13.2平方メートル未満であっても差し支えないという趣旨である。</p> <p>なお、平成15年4月1日に現に存する指定介護老人福祉施設が同日において現に有しているユニット（同日以降に改築されたものを除く。）にあっては、10.65平方メートル以上であれば足りるものとする。</p> <p>また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に2人部屋とするときは21.3平方メートル以上を標準としていることについても、上記と同様の趣旨である。</p> <p>(5) 共同生活室（第1号口）</p> <p>① 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するものでなければならない。このためには、次の2つの要件を満たす必要がある。</p> <p>イ 他のユニットの入居者が、当該共同生活室を通過することなく、施設内の他の場所に移動することができるようになっていること。</p> <p>□ 当該ユニットの入居者全員とその介護等を行う従業者が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、当該共同生活室内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること。</p> <p>② 共同生活室の床面積</p> <p>共同生活室の床面積について「標準とする」とされている趣旨は、居室の床面積について上記(4)の⑤にあるのと同様である。</p> <p>③ 共同生活室には、要介護者が食事をしたり、談話等を楽しんだりするのに適したテーブル、椅子等の備品を備えなければならない。</p> <p>また、入居者が、その心身の状況に応じて家事を行うことができるようにする観点から、簡易な流し・調理設備を設けることが望ましい。</p>

指定基準（案）	解釈通知（案）
<p>ハ 洗面設備</p> <p>(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適當数設けること。</p> <p>(2) 要介護者が使用するのに適したものとすること。</p>	<p>(6) 洗面設備（第1号ハ）</p> <p><u>洗面設備は、居室ごとに設けることが望ましい。</u>ただし、共同生活室ごとに適當数設けることとしても差し支えない。この場合にあっては、共同生活室内の1ヶ所に集中して設けるのではなく、2ヶ所以上に分散して設けることが望ましい。なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えない。</p>
<p>二 便所</p> <p>(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適當数設けること。</p> <p>(2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。</p>	<p>(7) 便所（第1号ニ）</p> <p><u>便所は、居室ごとに設けることが望ましい。</u>ただし、共同生活室ごとに適當数設けることとしても差し支えない。この場合にあっては、共同生活室内の1ヶ所に集中して設けるのではなく、2ヶ所以上に分散して設けることが望ましい。なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えない。</p>
<p>二 浴室</p> <p>要介護者が入浴するのに適したものとすること。</p>	<p>(8) 浴室（第2号）</p> <p>浴室は、居室のある階ごとに設けることが望ましい。</p>
<p>三 医療室</p> <p>イ 医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすること。</p> <p>ロ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療用具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。</p>	<p>(9) 廊下（第4号）</p> <p>小規模生活単位型特別養護老人ホームにあっては、多数の入居者や従業者が日常的に一度に移動することはないことから、廊下の幅の一律の規制を緩和する。</p>
<p>四 廊下幅</p> <p>一・ハメートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下にあっては、一・ハメートル以上）として差し支えない。</p>	<p>ここでいう「廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合」とは、アルコーブを設けることなどにより、入居者、従業者等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定している。</p>
<p>2 前項第二号から第四号までに掲げる設備は、専ら当該介護老人福祉施設</p>	<p>このほか、小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の廊下の幅については、第3の2を準用する。この場合において、第3の2中「静養室」とあるのは「共同生活室」と読み替えるものとする。</p> <p>(10) 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の設備については、上記の</p>

指定基準（案）	解釈通知（案）
<p>の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>第三節 運営に関する基準 (利用料等の受領)</p> <p>第四十一条 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該小規模生活単位型指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 二 <u>ユニットの提供を行うことに伴い必要となる費用</u>（所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働大臣が定める者については、厚生労働大臣が定める基準により算定した額を控除した額とする。） 三 理美容代 四 前三号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの <p>4 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得なければならない。</p> <p>（指定介護福祉施設サービスの取扱方針）</p> <p>第四十二条 指定介護福祉施設サービスは、入居者が、その有する能力に応</p>	<p>(1) から(9)までによるほか、第3の1を準用する。</p> <p>4 利用料等の受領</p> <p>(1) 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、入居者から、ユニットの提供を行うことに伴い必要となる費用の額の支払を受けることができるが、この取扱については、「小規模生活単位型指定介護老人福祉施設等の居住費について」(平成15年〇月〇日老計発第〇〇〇号、老振発第〇〇〇号、老健発〇〇〇号、厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知)を参照すること。</p> <p>(2) 第4の7((3)の①を除く。)は、小規模生活単位型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において第4の7の(1)中「基準省令第9条」とあるのは「基準省令第41条」と読み替えるものとする。</p> <p>5 指定介護福祉施設サービスの取扱方針</p> <p>(1) 基準省令第42条第1項は、基準省令第39条第1項の基本方針を受</p>

指定基準（案）	解釈通知（案）
<p>じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、<u>入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。</u></p>	<p>けて、入居者へのサービスの提供は、入居者が自律的な日常生活を営むことができるよう支援するものとして行われなければならないことを規定したものである。</p>
<p>2 指定介護福祉施設サービスは、各ユニットにおいて<u>入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。</u></p>	<p><u>入居者へのサービスの提供に当たっては、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮することが必要であり、このため職員は、一人一人の入居者について、個性、心身の状況、入居に至るまでの生活歴とその中で培われてきた生活様式や生活習慣を具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助しなければならない。</u></p> <p>なお、こうしたことから明らかなように、入居者の意向に関わりなく集団で行うゲームや、日常生活動作にない動作を通じた機能訓練など、家庭の中では通常行われないことを行うのは、サービスとして適当でない。</p> <p>(2) 基準省令第42条第2項は、基準省令第39条第1項の基本方針を受けて、入居者へのサービスの提供は、入居者がユニットにおいて相互に社会的関係を築くことができるよう、それぞれ役割を持って生活を営めるように配慮して行われなければならないことを規定したものである。</p>
<p>3 指定介護福祉施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。</p> <p>4 指定介護福祉施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。</p> <p>5 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>6 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>7 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う</p>	<p><u>このため職員は、入居者相互の信頼関係が醸成されるよう配慮することが必要であるが、同時に、入居者が他の入居者の生活に過度に干渉し、自律的な生活を損なうことのないようにすることにも配慮が必要である。</u></p>

指定基準（案）	解釈通知（案）
<p>場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>8 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならぬ。</p> <p>（介護）</p> <p>第四十三条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>2 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。</p> <p>3 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。</p> <p>4 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、<u>排せつの自立について必要な支援を行わなければならぬ</u>。</p> <p>5 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り</p>	<p>6 介護</p> <p>(1) 基準省令第43条第1項は、介護が、基準省令第42条第1項及び第2項の指定介護福祉施設サービスの取扱方針を受けた適切な技術をもって行われなければならないことを規定したものである。</p> <p>自律的な日常生活を営むことを支援するという点では、入居者の日常生活上の活動への援助が過剰なものとなることのないよう留意する必要がある。</p> <p>また、入居者が相互に社会的関係を築くことを支援するという点では、単に入居者が家事の中で役割を持つことを支援するにとどまらず、例えば、<u>入居者相互の間で、頼り、頼られるといった精神的な面での役割が生まれることを支援することにも留意する必要がある。</u></p> <p>(2) 基準省令第43条第2項の「日常生活における家事」には、食事の簡単な下準備や配膳、後片付け、清掃やゴミ出しなど、多様なものが考えられる。</p> <p>(3) 基準省令第43条第3項は、入浴が、単に身体の清潔を維持するだけでなく、入居者が精神的に快適な生活を営む上でも重要なものであることから、こうした観点に照らして「適切な方法により」これを行うこととともに、同様の観点から、一律の入浴回数を設けるのではなく、個浴の実施など入居者の意向に応じることができるだけの入浴機会を設けなければならないことを規定したものである。</p> <p>(4) 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設における介護については、上記の（1）から（3）までによるほか、第4の11の（3）から（6）までを準用する。この場合において、第4の11の（6）中「第6条」とあるのは「第7条」と読み替えるものとする。</p>

指定基準（案）	解釈通知（案）
<p>替えなければならない。</p> <p>6 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。</p> <p>7 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。</p> <p>8 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、その負担により、当該小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。</p> <p>（食事）</p> <p>第四十四条 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。</p> <p>2 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、<u>食事の自立について必要な支援を行わなければならぬ</u>。</p> <p>3 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、<u>入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない</u>。</p> <p>4 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、<u>入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない</u>。</p> <p>（社会生活上の便宜の提供等）</p>	<p>7 食事</p> <p>(1) 基準省令第44条第3項は、基準省令第42条第1項の指定介護福祉施設サービスの取扱方針を受けて、食事は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に提供しなければならないこと、また、施設側の都合で急かしたりすることなく、入居者が自分のペースで食事を摂ることができるように十分な時間を確保しなければならないことを規定したものである。</p> <p>(2) 基準省令第44条第4項は、基準省令第39条第1項の基本方針を受けて、入居者の意思を尊重し、また、その心身の状況に配慮した上で、できる限り離床し、共同生活室で食事を摂ができるよう支援しなければならないことを規定したものである。</p> <p>その際、共同生活室で食事を摂るよう強制することはあってはならないので、十分留意する必要がある。</p> <p>(3) 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設における食事については、上記の(1)及び(2)によるほか、第4の12の(1)から(5)までを準用する。</p> <p>8 社会生活上の便宜の提供等</p>

指定基準（案）	解釈通知（案）
<p>4 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 (定員の遵守) 第四十八条 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	<p>条第3項」とあるのは「同条第4項」と読み替えるものとする。</p>